

広域連合規則第7号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の
一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和2年9月30日」を「令和2年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。